【普及啓発】

第18条 1. 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民 意識の醸成に取り組みます。





こどもの権利と条例の趣旨の普及啓発について定めます。

こどもの権利と、市の条例が制定された意義・内容について広く市民に啓発し、その普及に努めることとしています。

◆ 第5章 権利の救済と推進

いじめや暴力などの権利侵害により、辛く悲しい思いをしているこどもを救うために、相談・ 救済体制を整えていきます。関係団体で必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

また、南砺市こどもの権利委員会を設置し、南砺市のこどもに関わる施策について、こどもの権利が保障され、この条例に基づく施策の推進をチェックし、改善や推進をしていくよう市に意見を言います。



誰かにたたかれたり、ひどいことを言われたり・・・心や体が傷ついたら、一人で悩まないでほしい。こどもの力になりたいと思っている人たちはたくさんいます。

こどもが、安心して相談でき、また笑顔になれるよう、様々な立場の大人が協力して「こどもの権利」を守ります。



【相談と救済】

- 第19条 1. 市は、こどもとこどもに関わる大人がこどものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。
 - 2. 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。





こどもの権利侵害の救済と推進について定めます。

- 1 こどもは第2章に記載されているとおり、様々な権利を有しています。こどもは、権利を侵害されたとき、または侵害されそうになったときに、相談や救済を求めることができますが、こども自身が「権利の侵害」という概念を理解できない場合もあり、自分の悩み・苦しみが権利の侵害にあたるのかわからず、悩み続ける場合もあります。こども自身が自分の持つ権利を理解し、自ら声を発することができるようになることで、相談に繋がります。相談・救済される体制を整えるだけでなく、その存在を知ってもらえるよう努めることが必要です。
- 2 こどもに関わる相談の多くは様々な要因が重なっています。たとえば、いじめの場合は、友人関係、家庭の環境など、また、虐待の場合は、保護者の育児に関する不安や経済的な不安、精神的に不安定な状況や、孤立しているなどの要因が複雑に絡み合い、引き起こされることがあります。このため、こどもの権利侵害の対応については、関係団体等との連携が非常に重要です。ひとりで悩み、苦しみ続け、その結果として、こどもへの権利侵害が起こる悲しい現状があります。権利侵害をしている側もまた、同様に相談対象であり、救う存在であることを念頭において、対応することが必要です。

【こどもの権利委員会の設置】

- 第20条 1. 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会(以下、「委員会」といいます。)を置きます。
 - 2. 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。
 - 3. 委員会の委員は、15人以内とします。
 - 4. 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において 学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。
 - 5. 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではあ りません。
 - 6. 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。 その職を退いた 後も同様とします。
 - 7. 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。





こどもの権利委員会の設置について定めます。

審議する際の適正規模を考え、委員を15人以内とします。任期を3年としたのは、この権利委員会が諮問に応じて、こどもの権利状況の実態把握、行政や市民との対話、保障状況について継続的に関与し、審議する必要があるからです。

【委員会の職務】

- 第21条 1. 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、こどもの権利に関す る施策や計画についての調査や審議を行います。
 - 2. 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ市民から意 見を求めることができます。





こどもの権利委員会の職務について定めます。

- 1 委員会は、こどもの権利に関する事項について、市長から諮問を受けた内容だけでなく、こども の権利推進に関して市に意見があるときに、現状を調査し、審議を行うことができます。
- 2 こどもの権利推進の検証は、市が自らこどもに関する施策の評価を行うことになります。 こども の権利委員会では、こどもが置かれている現状を委員の視点から評価し、その内容を市に提示す ることで、こどもの権利推進を目指します。検討を行う際には、必要に応じてこどもやこどもに 関わる大人など関係団体等に意見を求めることができます。

【答申や提言とその尊重】

- 第22条 1. 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言 します。
 - 2. 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これ を尊重し、必要な措置をとります。





市長の諮問に対する答申や提言とその後の意見の対応について定めます。

委員会からの答申や提言に基づき、市長その他の執行機関は状況の改善に努めます。「南砺市 こどもの権利条例」は1つの指針であり、南砺市で行われているこども施策や取り組みについて、見 直しを進めていくことになります。